

JASE

# 現代性教育 研究ジャーナル

MONTHLY JOURNAL of SEX EDUCATION TODAY

2023年  
No. 148  
2023年7月15日(毎月15日)発行

日本性教育協会

THE JAPANESE  
ASSOCIATION  
FOR SEX EDUCATION

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info\_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 小澤洋美  
© JASE. 2023 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

欧米のセクシュアリティ教育事情と 「日本型包括的性教育」を考える…………… 1	出会いは世界を広げていく④…………… 9
わたしたちの性教育アクション④…………… 7	今月のブックガイド…………… 10
多様な性のゆくえ⑦…………… 8	JASEインフォメーション…………… 11

## 欧米のセクシュアリティ教育事情と 「日本型包括的性教育」を考える

全国性教育研究団体連絡協議会理事長・筑波大学名誉教授 野津 有司

### はじめに

近年、多面的な視点から性に関する健康的・社会的な課題の解決に資する能力の育成を目指す「包括的セクシュアリティ教育」への注目が高まっている。

例えば、2018年に「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」(初版2009年)が、国連教育科学文化機関・ユネスコ(UNESCO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金・ユニセフ(UNICEF)、世界保健機関(WHO)、国連女性機関(UNWOMEN)の共同で改訂され、包括的セクシュアリティ教育が提唱された。その教育内容には、人間の体と発達、性と生殖、性行動、人間関係、ジェンダーの理解と平等、価値観、人権、文化、暴力と安全確保、健康と幸福に関わるスキル等が重要事項として取り上げられており、性について幅広くかつ深く学ばせて、幼少期の早い時期から青年期、成人期へと進んでいく人間の性の発達を支援し、保護することをねらいとしている。

今日、こうした教育の考え方が国際的に提唱される

背景には、性や生殖等に関する科学の急激な進歩や、国際化、情報化、人間関係の複雑化、価値観の多様化、人権や平等の意識の高まり等に伴う社会の著しい変化があると思われる。国・地域のそれぞれにおいては、民族、宗教、文化などにより性に関する事情が様々あり、それらを十分考慮し尊重しつつも、こうした現代社会の変化に適切に対応する教育が望まれている。そして、このような提唱やそこからの波のうねりは、どこの国・地域においても、またいつの時代においても、性に関わる教育の取組、実践の難しさが多かれ少なかれ存在する中で、確かな教育を着実に推進するための大きな拠り所となったり、性に関する教育の在り方の議論を深める貴重なきっかけや方向づけとなったりすることが期待でき、極めて意義深いと言える。

### 欧州における学校でのセクシュアリティ教育の実情

ドイツ連邦健康教育センター(BZgA)と国際家族計画連盟欧州ネットワーク(IPPF EN)により、WHOヨーロッパ地域(中央アジアを含む53カ国)

の全体を代表する 25 カ国を対象に、学校や課外活動でのセクシュアリティ教育の背景や特徴等を調査した結果がある。回答者は、各国の教育・保健・家族省または IPPF EN 団体の代表者である。これによれば、WHO ヨーロッパ地域では、公的な学校教育の場でのセクシュアリティ教育は、2000 年以降に大きな進展があったと報告されている (2018)。しかしながら、ほとんどの国においては、包括的セクシュアリティ教育の十分な実現には困難な状況が少なからずあると言わざるを得ない。

オランダでは、1970 年代にセクシュアリティ教育を始める学校が現れ、2009 年の教育省方針書に初めてセクシュアリティ教育が教育の重要な部分として言及された。そして、国全体としてセクシュアリティ教育に反対する意見がほとんどなく、2012 年には法的根拠を得るに至った。すなわち、健康、市民権、社会安全といった国の一般的な教育目標に関連してセクシュアリティ教育が部分的に組み込まれ (初等教育では「基本目標 38」、中等教育では「基本目標 43」)、義務化された。

しかし、このように位置づけられたオランダでも、そのナショナル・カリキュラムは存在せず、独立した科目もみられない。なお、半官半民の機関であるカリキュラム開発財団が作成したガイドラインには、「人間関係とセクシュアリティ」及び「セクシュアリティと性的多様性」が特に重視されて組み込まれている。多くの学校では、セクシュアリティ教育をどのように具体化し実践するかは自由であることから、国が定めた教育目標を踏まえながら、これらのガイドラインなどを参考にしてカリキュラムを学校独自に作成し、生物学、市民教育、社会学など様々な科目で横断的に取り上げて授業を展開するようになっている。しかし、オランダ教育監査局 (教育・文化・科学省の下に位置づく準独立機関) の評価によれば、実際に学校で行われているセクシュアリティ教育は、学校の目標やカリキュラムに構造的に組み込まれたものではなく、事件やメディアの話題に応じた単発的な実践が多いなど、その質や教師の能力について批判的である。

フィンランドも、全体としてセクシュアリティ教育への反対意見が「無し」と回答した国の一つである。セクシュアリティ教育に関する国家レベルのコア・カリキュラムが存在し、その目的や主な内容が示されて

おり、家族の協力に関する基本原則も定めている。しかし、独立した科目ではなく、初等教育 (7~12 歳) では「環境学」という科目の中に、セクシュアリティ教育の要素が含まれている。中等教育 (13~15 歳) では「健康を支える成長と発達」「健康を支える要因と阻害する要因、病気の予防」「健康、地域、社会、文化」で構成される「健康教育」という科目が 2006 年より必修化され、セクシュアリティ教育が統合されている。教育内容としては、性的快楽を含めた性に関する権利、性の多様性、様々の具体的な避妊方法、ジェンダー等が示されているが、教科書の検定制度はなく、また自治体や学校の権限が強く自由裁量が認められている為、実際にどの程度セクシュアリティ教育が行われているかは不明であり、ばらつきが大きいと思われる。

なお、フィンランドでは、教員志望の学生は教職課程の一環でセクシュアリティ教育に関するトレーニングを受けることになっている点や、幼児教育において「身体と感情の教育」というカリキュラムの策定を国が自治体に対して求めていることなどは注目される。

この他に、セクシュアリティ教育への反対が「無し」という国はスウェーデン、エストニア、ベルギー・フランダース地方であり、全 25 カ国の中で 5 カ国に過ぎない。残りの国では 12 カ国に「深刻」な反対があり、8 カ国には反対が「一部有り」といった状況である。そして、国のセクシュアリティ教育カリキュラムが、WHO/BZgA の基準 (Standards for Sexuality Education in Europe 2010) 等から「包括的」とみなすことができるのは 10 カ国 (オランダ、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ベルギー・フランダース地方、アルバニア、オーストリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ドイツ、スイス) に留まっている。全体として、想像以上に厳しい状況であることが伺われるが、そうした中でセクシュアリティ教育の充実に向けて協調的な前進を示す国もみられる。

例えば、イギリス (イングランド) では、性について教えるのは学校よりも家庭の役割だと考える風潮が伝統的にある中で一直線の歩みではないが、学校でのセクシュアリティ教育の進展がみられる。

先ず 1996 年には、公立学校で「性と人間関係の教育」(SRE: Sex and Relationship Education) が 11 歳から教育法で義務化され、主に生物学的な面は「科

学」の授業で、その他の面は「個人・社会・健康および経済(PSHE: Personal, Social, Health and Economic Education, 当初はPersonal, Social and Health Education)」という総合的な科目の中で教えられることになった。このPSHEでは、性教育、喫煙や飲酒を含む薬物乱用防止教育、健康なライフスタイルのための身体活動と食事、金融教育の他に、自信や責任、望ましい人間関係や多様性の尊重等を取り扱い、実践的に学ぶことになっているが、ここでの性教育では主に望まない妊娠やSTI/HIVの予防に焦点が当てられることが多い。また、PSHEの第3版学習プログラム(2017年)では、携帯電話の責任ある使用や、自分や他人の写真を求められたときにどう対応するのか、といった項目が加えられた。しかし、PSHEは現行のナショナル・カリキュラムには示されておらず、民間団体であるPSHE協会に国が資金を提供し、参考となる事例や学習プログラムをインターネット上で公表し、学校での実践を推奨している。

こうした流れから最近、特筆すべき新たな動きがみられる。2020年に発表された法的指針により、私立校も含む全ての学校において、初等教育では「人間関係」、中等教育では「人間関係と性」という科目がそれぞれ義務付けられ、導入されることになった。

この決定及び実施に至った背景には、長年における「性と人間関係の教育」(SRE)の充実を求める声や市民社会からの協調的な提言活動があったと言われている。その中で、子供への性的虐待やデジタルポルノへのアクセスに関する懸念の高まりも挙げられている。また、SREに関する調査を実施した教育特別委員会が、SREを法律化するよう勧告したことも大きいと思われる。さらに、教育省が新しいガイダンスを作成するにあたり、2万3千人の保護者、若者、学校、専門家から意見を聴取したり、4万人以上の一般市民と協議を行ったりする等、対話的プロセスをより重視して進めた点も挙げられよう。その中では、精神的な健康、オンラインでの安全、LGBTに関する年齢相応の内容についての意見も含まれた。

なお、これらの科目の実施に向けては大多数の支持があるものの、一部の抵抗があることも十分配慮する必要があることから、教育省は実施ガイダンスを作成し(2020)、各学校は広範でバランスのとれた全体カリキュラムの中で、改訂ガイダンスに示された内容を

どのように提供・実施するかについて柔軟に決定できることとした。そして、各校で作成するSREの教育方針について、保護者と協議することが求められている。このプロセスにより、保護者の支持を集めるとともに、保護者が家庭でより積極的な役割を果たすようになることが期待されている。また、児童生徒や保護者の背景や信条を尊重するために、子供が16歳の3学期までそれらの科目の授業を受けないことを決められる権利が保護者に与えられている(体の発達や生殖等を取り扱う「科学」の授業を拒否する権利は認められていない)。さらに、学校の質を保証するための独立機関であるOFSTED(Office for Standards in Education, Children's Services and Skills)によって、授業の実施状況を監視していくことにもなる。

## 米国におけるセクシュアリティ教育の新たな展開

米国では1991年に、民間団体のSIECUS(Sexuality Information and Education Council of the United States)が『包括的セクシュアリティ教育のためのガイドライン: 幼稚園-12学年』の初版を出版し、その考え方や内容等がより早くから提唱されている(第2版1996年、第3版2004年)。しかし、米国は各州の責任において学校教育を実施する制度であることから、セクシュアリティ教育の状況は州によって異なっているが、全体として取組の難しさが目立っている。

例えば、セクシュアリティ教育が明確に義務付けられているのは50州中の29州とコロンビア特別区に留まっている。また、多くの州(少なくとも35州)では、主として性的行動を抑制することを教える、いわゆる節制教育(Abstinence only program)が重視されてきている。そして、コンドームや避妊法に関する指導を求めている州は16州に過ぎず、ジェンダーや性の多様性などについての学校での取扱いもこれまでは全体的に手薄になる傾向にあったと言える。

米国CDC(Centers for Disease Control and Prevention)は、全米から無作為抽出された第9学年~第12学年の約1万~1万6千人を対象に、青少年危険行動調査(YRBS: Youth Risk Behavior Surveillance)を1991年より隔年で実施している。この調査では、人々の罹患と死亡の原因となり、より優先的に問題とすべき青

少年の危険行動として6テーマ（①不慮の傷害や暴力に関係する行動、②喫煙、③飲酒および薬物乱用、④望まない妊娠およびHIVを含む性感染症に関係する性行動、⑤不健康な食行動、⑥運動不足）に焦点を当て、これらの行動の出現の動向等を詳細に把握している。その中で、性的行動に関しては2013年の調査結果まで改善傾向がみられないことが指摘された。

こうした中で、米国保健福祉省は、近年の社会の変化等も踏まえて、CDC等の協力の下に、Personal Responsibility Education Program (PREP)のガイドラインを作成し（2013-2014年、2020-2021年）、セクシュアリティ教育の充実に向けて新たな方向に踏み出した。すなわち、このPREPでは、性的行動の節制ばかりでなく、青少年が安全な性的行動を実践できるようにすることも重視し、①エビデンスに基づくこと、②ハイリスク集団にも焦点を当てること、③性的行動の節制と避妊の両方の内容を含むこと、④成人期への準備に関する題材を充実することが基本方針となっている。そして、PREPガイドラインに基づいた具体的な教材が開発され、国の競争的資金の助成を得た州では、その実践が普及されつつある。

これまで米国では、政治を含む社会情勢等により、節制教育と包括的セクシュアリティ教育のそれぞれに対する賛否の意見が大きく分かれてきている。その中で、この新たな方向性は、今日の著しい社会変化と米国の青少年における活発な性的行動の実態に適應する教育を目指して、「PREP」という新しいネーミングの下に、具体的な展開の実現を図るものとして注目に値する。

ちなみに、前述のYRBSの2019年調査では、①「性交経験率」は38.4%、②「13歳未満での初回性交経験率」は3.0%、③「4人以上の相手との性交経験率」は8.6%であった。いずれも2013年の調査結果（①46.8%、②5.6%、③15.0%）に比べて統計的有意の低率となっており、データとして改善の兆しが示されている。

ところで、米国におけるセクシュアリティ教育を理解する上で、見落としはならないことがある。それは、ほとんどの州にはセクシュアリティ教育に対する親／保護者の同意ポリシーが定められていることである。具体的には、同意に関する政策をもたない10州を除き、次の3種類に分けられる。

○オプト・アウト政策：34州とコロンビア特別区

計画されているセクシュアリティ教育では誰が何を教えるか等について、親／保護者に書面で事前に通知することを学区に義務づけている。子供がその授業に出席することを望まない場合には、親／保護者は書面で欠席を届け出る責任がある。

○オプト・イン政策：4州（ネバダ州、ユタ州、ノースカロライナ州、ミシシッピ州）

生徒がセクシュアリティ教育の授業に参加する場合には事前に、教師が親／保護者から書面による許可を得る必要がある。

○両政策の組合せ：2州（アリゾナ州、インディアナ州）

この同意ポリシーは、生徒やその親／保護者にセクシュアリティ教育に関する選択の権利を保障するものであり、米国において大きな意義のあるものとなっている。その上で、全ての子供たちにセクシュアリティ教育を受けさせたいと強く願う教師の中には特に、この同意ポリシーに対して批判的な意見があることも付言しておく。

## 日本の性教育の現状と課題

欧米諸国における効果的で望ましいセクシュアリティ教育の探究と実現のための工夫などは、日本において参考になることは少なくない。そして、それらを適切に役立てるには、まずは日本で目指されている性教育について正しく理解し、その現状と課題を踏まえることが重要である。ここでは、紙幅の都合からそのいくつかの点について触れることにする。

なお、私が考える「日本型包括的性教育」とは、いわゆる「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の日本版ではなく、国際的に高い評価のある「日本型学校教育」を基盤とし、諸外国の工夫も参考にしつつ、日本の全ての学校において実現可能で、新しい時代により適した性教育への発展、充実を目指すものである。

### （1）日本の性教育における包括的な視点

1999（平成11）年に、文部省（当時）が『学校における性教育の考え方・進め方』を発行し、学校での性教育の在り方を示している。その中で、性教育は「人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人

間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにする。」と明記された。これは、日本の学校での性教育を包括的に捉えること等を示すもので、その方向に向けた始まりとして大きな意義を持つ。

ただし、それからおよそ四半世紀が経った今日では、性教育の包括性をさらに充実し、発展させることが望まれる。その際には、少なくとも国として同意している関連の国際条約・協定・基準等や国内の法律・規定等を改めて踏まえて検討することが求められる。

例えば、最近公表された「令和の日本型学校教育」（中央教育審議会、令和3年1月）では「(略)あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること(略)」が示されていること等から、男女についてはもとより全ての人々の平等と人権に十分配慮した表現の工夫が必要と思われる。

なお、性教育における「包括的」の議論においては、これまで取り扱う「内容」の包括性について注目されることが多い。しかし、性教育では、学校に限らず家庭、地域、職場などで行う「場」としての包括性や、幼少期から学齢期で完結するのではなく中高年期までの「時期」としての包括性も重要である。今後は、これらの視点からも議論を深め、包括性の拡大・深化が必要であると思われる。

## (2) 学習指導要領に基づいて取組む利点と懸念される点

現在、国に学校教育として要望されている、いわゆる〇〇教育というものは140余りあると聞く。いずれも重く、必要な教育ばかりであろう。そうした中で、全ての子どもたちに有効な性教育を確実に学べるようにするための要として学習指導要領は、一層重要となる。

周知の通り、学習指導要領とは基本的に、学校で全ての子どもたちに共通して指導すべき事項や配当時間等について、全国基準として規定するものである。そして、その解説などでは、性に関する指導についても、

学校の教育活動全体を通じて行うものとし、教育課程に基づき、体育科・保健体育科等の関連教科、特別活動、総合的な学習(探究)の時間等のそれぞれの特質に応じて、カリキュラム・マネジメントの下に教科等横断的に指導すること等、確かな実践のための拠り所が示されている。これらは、ユネスコ等の包括的セクシュアリティ教育において求められる「科学的に正確であること」「段階的に進展すること」「年齢と発達に即していること」「カリキュラムに基づいていること」を整えるシステムとして、欧米諸国にも参考になる面がある。

ところで、日本においては今日、学習指導要領及び解説に示された性に関する指導について正確に理解されないまま、不十分な取組や議論に留まっている部分があるように思われる。現行の学習指導要領の改訂において「社会に開かれた教育課程」ということが大きく唱われていることから、もっと広く正しく理解されることが望まれる。

その上で、「日本型包括的性教育」のさらなる改善・充実のために検討が期待される課題として、さしあたって次の6点が挙げられる。

- ①「性交」に関して、教育的価値のある取扱い方について、発達段階等を踏まえて前向きに細やかに検討すること。
- ②望まない妊娠や性感染症の予防に必要なスキルとして、動作スキルの取扱いの是非ばかりでなく、心理社会的スキルの習得を重視することについて検討すること。
- ③男女共同参画社会や性の多様性が尊重される社会の実現に向けて、さらに充実すべき内容について検討すること。
- ④「個別指導」について、性に関する感受性も含めて様々な課題を持つ子供たちに対して、計画的で積極的に活用するための有効な進め方を検討すること。
- ⑤家庭との連携と役割分担について、低年齢段階をはじめ各学校段階における具体的な在り方を検討すること。
- ⑥学校における性教育への地域の人材・資源の適切な活用について、外部講師の確保も含めて、持続可能性の観点から検討すること。

なお、性暴力・性被害防止の課題に関しては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月)を踏

まえて、国の事業として「学校における生命（いのち）の安全教育」と称する取組が開始された。これまでに、指導の手引きや動画等の教材の作成、モデル事業の実施、生徒指導提要（令和4年12月改定・公表）への記載等の取組が行われている。令和5年度からは全国的展開が目指され、各学校が児童生徒等の状況に応じて判断し、様々な関連教科等において横断的に指導していくことが推奨されている。今後の普及・定着に向けては少なくとも、安心して効果的な優れた事例を創出する工夫を続けて、地道な実践を蓄積し、評価する必要があると思われる。

## おわりに

今後の性教育の発展のためには、学習指導要領等のさらなる改善・充実だけでは十分ではない。これは、言わば自転車の前輪として方向性等を示すものであり、後輪となる教材や指導方法の開発も合わせて重要であることを忘れてはならない。子どもたちが主体的に協働的に取組み、真剣に深く学べる教材や指導方法を具体的に提案することは、性教育の議論や実践の前進に大きく役立つ。

そしてもう一つ、重い課題がある。自転車の漕ぎ手となる指導者を育成することが極めて重要であり、欧米諸国も含め共通した難題となっている。日本では、教師の性教育に関わる資質・能力の向上には、教員養成・採用・研修を通じた在り方が問われている。教師魂を揺さぶり、教育の心に響くような魅力的で一貫したプログラムが求められる。これらの点については、次の機会があれば、そこで改めて取り上げることしたい。

本稿の一部は、科学研究費基盤研究(C)課題番号22K02489によるものである。また、第50回記念全国性教育研究大会での特別講演Ⅱ「全性連のこれまでとこれから～日本型包括的性教育の構築～」及び全性連令和4年度学習会「日本型包括的性教育を考える」を基に加筆修正した。

### 【参考文献等】

- BZgA and IPPF European Network: Sexuality education in Europe and Central Asia: state of the art and recent developments; an overview of 25 countries, BZgA, Köln, 2018
- CDC: Youth Risk Behavior Surveillance System, Available at: <https://www.cdc.gov/healthyyouth/data/yrbs/index.htm> (Accessed March 10, 2023)
- Department for Education: Relationships and sex education (RSE) and health education, Last updated 13 September 2021, GOV.UK, Available at: <https://www.gov.uk/government/publications/relationships-education-relationships-and-sex-education-rse-and-health-education> (Accessed April 23, 2023)
- Department for Education: Personal, social, health and economic (PSHE) education, Last updated 13 September 2021, GOV.UK, Available at: <https://www.gov.uk/government/publications/personal-social-health-and-economic-education-pshe> (Accessed April 25, 2023)
- Family and Youth Service Bureau: State Personal Responsibility Education Program FACT SHEET, Available at: <https://www.acf.hhs.gov/fysb/fact-sheet/state-personal-responsibility-education-program> (Accessed April 8, 2023)
- SIECUS: Standards & Guidelines, Available at: [https://siecus.org/filtered-resources/?filter\\_type=6](https://siecus.org/filtered-resources/?filter_type=6) (Accessed February 10, 2023)
- SIECUS: Opt-In vs. Opt-Out: State Sex Ed & Parental Consent Policies, Available at: <https://siecus.org/wp-content/uploads/2018/09/Policy-Brief-Opt-in-v.-Opt-out-Redesign-Draft-09.2018.pdf> (Accessed March 2, 2023)
- UNESCO: The journey towards comprehensive sexuality education: Global status report, UNESCO, Paris, 2021
- UNESCO et al: International technical guidance on sexuality education: an evidence-informed approach (Revised edition), UNESCO, Paris, 2018
- 石川哲也、森脇裕美子：諸外国の学校における性教育、学校保健研究 52 (6)、pp.416-421、2011
- 野津有司：全性連のこれまでとこれから～日本型包括的性教育の構築～、第50回記念全国性教育研究大会誌、pp.26-31、2022
- 野津有司：保健教育におけるスキル（技能）、保健と体育の情報誌「HiT」4月号、pp.4-5、東京書籍、東京、2023
- 森岡真梨：イギリス、教科書に見る世界の性教育、pp.83-97、かもがわ出版、京都、2018
- 森脇裕美子、石川哲也、勝野眞吾：学校における性教育の国際比較研究（Ⅰ）英国の性教育、学校保健研究 46 (1)、pp.14-28、2004
- 文部科学省編：小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編、2017
- 文部科学省編：中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編、2017
- 文部科学省編：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編 体育編、2018
- 文部科学省：生命の安全教育 指導の手引き、Available at: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/assets/file/inochino-anzenkyouiku-tebiki.pdf) (Accessed May 11, 2023)
- ユネスコ編（浅井春夫、長香織、田代美江子、福田和子、渡辺大輔 訳）：国際セクシュアリティ教育ガイダンス：科学的根拠に基づいたアプローチ（改訂版）、明石書店、東京、2020